

## 一、戦時体制下の高等教育と徴兵―制度の変遷―

薄田千穂

本章では、後に掲載する手記・座談会の背景として高等学校の生徒及び大学の学生が徴集され、「学徒出陣」に至った過程を、制度の変遷から記述する。なお、「学徒出陣」は、昭和一八年の徴兵猶予停止によりいっせいに入隊したことに限定して用いられることが多いが、本報告書では、それ以降の在学中入隊も含めて「学徒出陣」とした。

昭和初期の日本では、「中等学校令」・「高等学校令」・「大学令」により、修業年限が、中学校五年・高等学校三年・大学三年（医学部は四年）と定められていた。

高等学校の入学試験は熾烈で、中学校四年修了時から数回受験して入学するものも多数存在した。また、入学後、修業年限の三年を超えて在籍する者も少なくなかった。卒業生に聞くところによると、同じ学年は二年までしか在籍できないという規程の中で、勉学に精進する年を「表」、部活動や校友会活動を中心とする年を「裏」と呼び、高等学校生活を謳歌する生徒もいたという。高等学校には中学四年修了で入学した一六才を最年少として、二〇才を超えた生徒も在学していた。また、大学では多くの学生が二〇才以上であったということになる。

近代日本における徴兵制度は、戸籍法の適用を受ける二〇才以上の男性に対して徴兵検査を受ける義務を課し、兵役に服することを定めていた。兵役への徴集と学業の継続についての規定を設けていたのが、一九二七（昭和二）年四月一日公布の法律第四七号「兵役法」である。その四十一条では、中学校以上の在学者に対し徴集を延期することを定めており、「兵役法施行令」第百条、百一条により高等学校が二五歳、大学が二七歳まで徴集を延期されていた。このため、ほぼ全員が大学へ進学する高等学校の生徒にとって、兵役への徴集はまだ先のことであった。

一九三七（昭和一二）年中戦争がはじまり、一九三八（昭和一二）年には国家総動員法が公布されて戦時体制が強化されていくなかで、一九三九（昭和一四）年三月「兵役法」が一部改正され、「在学徴集延滞期間」が短縮された。これにより延滞期間はおおむね三年短縮され、高等学校が二二歳、大学が二四歳（医学部が二五歳）までとなった。蜷川壽恵『学徒出陣 戦争と青春』<sup>注1</sup>によると、「この時の改正の意図は、兵役服務のために学業の修了をなるべく規定通りに行なうよう強制するもので、上級学校進学のために何年も浪人して受験勉強に費やすことのないよう促すものであった」。同様に留年についての抑制力ともなりえたと考えられる。戦時体制強化の影響は高等学校生活に影を落とし始めていた。

日米開戦を目前にした一九四一（昭和一六）年一〇月一六日、勅令第九二四号「大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件」が公布された。これに基づき、文部省令七九号で昭和一六

表1 徴集・入営延期期間

法令	公布日	生月日	高等学校	大学学部	大学医学部
兵役法施行令(昭和二年勅令三三〇号)	昭和二年一月	一月二日、 四月一日	二五	二七	二七
兵役法施行令中改正(昭和一四年勅令七五号)	昭和一四年三月	四月二日、 一月一日	二三	二五	二六
在学徴集延期期間の短縮に関する件(昭和一六年陸軍文部省令二号)	昭和一六年一〇月	一月二日、 四月一日、 四月二日、 一月一日	二二	二三	二四
修学継続のための入営延期等に関する件(昭和一八年陸軍省令五四号) ※理科系のみ	昭和一八年一月	一月二日、 四月一日、 四月二日、 一月一日	二二	二三	二四
修学継続のための入営延期等に関する件(昭和二〇年陸軍省令六号) ※理科系のみ	昭和二〇年二月	一月二日、 四月一日、 四月二日、 一月一日	二二	二三	二四

年度大学卒業生の在学年限が三カ月短縮された。また、同日公布された陸軍省文部省第二号でさらなる在学徴集延期期間の短縮が行われた。それまでは、三月の卒業後四月以降に実施される徴兵検査を受けて翌年初めに入隊することになっていたが、一六年度の大学卒業生は一六年内に臨時徴兵検査が実施され、一七年初めには入隊することとなり、軍隊に入るのが一年早くなった。

文部省計画室が作成した『大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件』<sup>注2)</sup>に、臨時措置を必要とする理由が次のように記載されている。

一、勅令第九百二十四号大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件説明

(前略) 今次ノ臨時措置ヲ必要トスル理由ノ第一ハ軍事的理由デアリ、第二ハ勞務対策上ノ理由デアル。第一ノ軍事的理由ハ急速ニ軍隊ニ於ケル下級幹部ノ教育養成ヲ行ツテ軍ノ要員充員上遺憾ナキヲ期セントスルモノデアル。(中略) 近年勞務ノ給源ハ著シク逼迫シ、各種計画産業ニ於ケル要員ノ充實ハ誠ニ容易ナラヌモノガアリ、加フルニ応召者ノ補充モ亦緊急ヲ要スルガ故ニ、学生生徒ノ卒業期ヲ繰上ゲ上級進学者以外ハ総ベテ、国民皆勞ノ一翼トシテ技術、事務及勞務ノ大量需要ヲ速カニ充足シ以テ時局ノ要請ニ応ヘネバナラヌ事態ニ立至ツテ居ルノデアル。(後略)

この措置が二か月後の日米開戦に備えてのものであり、大学、専門学校卒業者を「下級幹部」として「教育養成」する意図が明らかである。

さらに、十一月一日公布の文部省令八一号により昭和一七年度卒業生の在学期間は六カ月短縮された。これは勅令第九二四号では対象から外された高等学校にも適用された。そのため、高等学校では一九四二(昭和一七)年には三月と九月、二回の卒業生を送り出すこととなった。これに対して、大学側は一〇月入学の措置を取り、



それ以前の高等学校では、徴集延期年齢を越えたものか、志願したものが徴兵検査を受けて徴集されたが、この法令によって、文科では二〇歳以上のもの、理科では徴集延期年齢を越えたもの、文理を問わず志願したものが徴兵検査を受けて徴集されることとなった。これまで大学卒業の二四歳まで徴集延期となっていた生徒たちにとって徴集が現実のものとなり、中には高等学校生活半ばにして兵役につかなければならない事態となった生徒もいたわけである。

「在学徴集延期臨時特例」を受けて、臨時徴兵検査が一〇月二五日から十一月五日までの間に実施されることになり、それぞれの本籍地で受検することが義務づけられた。徴兵検査により、甲種・第一乙種・第二乙種に振り分けられたものは現役兵として、第三乙種は補充兵として徴集された。徴兵検査の時に徴兵官に対し陸・海軍の志望申告ができたもの<sup>注3</sup>、多くは陸軍に振り分けられている。

陸軍には一二月一日、海軍には一二月一〇日、それぞれ指定された部隊に入隊した。

一方、朝鮮、台湾出身者は、戸籍法の適用を受けていなかったため、兵役は課されていなかった。昭和一三年には特別志願制度で朝鮮・台湾出身者も軍隊に入隊できる制度ができていたが、昭和一八年一〇月二〇日、陸軍省令第四八号「陸軍特別志願兵臨時採用規則」が公布され、高等教育機関に在学する生徒・学生を対象とした特別志願兵制度による臨時採用が始まった。蜷川壽恵『学徒出陣』<sup>注4</sup>によると、「学徒を対象とした特別志願兵の臨時採用が始まると、その勧誘は凄まじいものがあった。学校や地域ぐるみの執拗な勧誘をは

じめ、親類縁者を動員しての勧めは適格者をほぼ強制に近い形で志願させる結果になった。」とあり、実際行われた志願の強制の例が述べられている。この時に志願した生徒は一カ月余り遅れて昭和一九年一月二〇日に入隊した。

昭和一九年以降は、昭和一八年のような一斉入隊は無かったものの、徴集年齢に達して徴兵検査を受けた生徒たちがそれぞれ徴集されていった。また、海軍予備学生、陸軍特別操縦見習士官、陸軍特別甲種幹部候補生などが募集されたため、受験し入隊するものも多<sup>注5</sup>くいた。

ここでは後出する第五高等学校『徴集者名簿』に記載されている「海軍予備学生」「陸軍特別甲種幹部候補生」について若干の説明を加えておく。

海軍予備学生は、昭和一六年一〇月二一日海軍省令第三七号「海軍予備学生規則」によるもので、海軍における正規将校の不足を補う予備要員として募集された。昭和一八年九月入隊の一三期では繰り上げ卒業者を対象とした大量募集が行われ、五二〇〇人が入隊した。一四期は昭和一九年二月に三三三四人、一五期は昭和一九年八月に第一次三六八人、九月に第二次一九三三人、一六期は昭和二〇年三月に二二〇人、五月に一七〇人が採用された。六期から九期が三〇人前後、一〇期から二期が一〇〇人前後であったのに比べ、大幅な増加である。なお、昭和一八年勅令七九〇号「海軍予備員任用臨時特例」により大学予科、高等学校、専門学校に在学中のものが志願できる海軍予備生徒の採用が昭和一九年から行われた。第一

期は二二〇八人、第二期は五七四人が採用された。海軍予備学生は館山海軍砲術学校、土浦海軍航空隊、横須賀海軍航空隊にわかれて入隊し、訓練を受けた。

陸軍特別甲種幹部候補生は、昭和一九年五月六日勅令三二七号「陸軍兵科及経理部予備役将校補充及服役臨時特例」により創設された。昭和一八年七月操縦要員予備役将校確保のために創設された「特別操縦見習士官制度」に次いで航空以外の分野での予備役将校補充のための制度である。特別甲種幹部候補生の受験対象者は、大学学部、予科、高等学校、専門学校、高等師範学校、青年師範学校などの在学者とされ、入隊後は陸軍予備士官学校もしくは陸軍経理学校、その他の部隊に入校・入隊し、概ね一年兵科または経理部の将校としての教育をうけることとなっていた。

さらに、昭和一八年一二月一四日公布の「徴兵臨時特例」により、昭和一九年一二月から兵役年齢は一九歳に引き下げられ、多くの学生・生徒が徴集されることとなった。

この頃の大学の様子を蜷川壽恵は次のように述べている。<sup>注5</sup>

学園は急速に静かになっていった。理科系の学生が残ってはいたが、大きな集団であった文科系学生のいないことはポツカリと穴の空いた感じを学園にもたらしたことは否めなかった。文科系学部は閉鎖されるのではないかとこの憶測も広まったが、この年の十月に入学した学年で徴兵年齢に達しない学生が文科系でも三分の一程度残っていたので、即日帰郷などとなった僅かの二・三年生と共にこれらの学生を対象に講義や演習が続け

られていた。それも昭和一九年に入ると勤労働員が断続的に課せられて、落ち着いて勉強するという状況には遠かった。しかも春になると学徒出陣第二陣としての昭和一九年度徴兵検査が始まり、陸軍特別操縦見習士官・特別甲種幹部候補生、海軍予備学生の募集も開始されて、講義に出席していた顔も一人二人と減っていった、そのうち自分もと思うと気もそぞろであった。残留した生徒も学業の継続が保証されたわけではなかった。昭和一九年八月に勅令「学徒動員令」によって学徒の勤労働員が一年を通して行えるようになり、学生・生徒が学校を離れて農村や工場に労働力としてかり出された。

昭和二〇年二月には表1のように理科系の入営延期期間がさらに短縮され、昭和二〇年三月一八日閣議決定された「決戦教育措置要綱」により、四月から一年間、国民学校初等科以外の授業が停止されることになった。ここにおいて学問・教育はほとんど活動を停止したのである。

注

注1 蜷川壽恵『学徒出陣 戦争と青春』吉川弘文館 歴史文化ライブラリー

四三 一九九八年 三二頁

注2 福岡敏矩『学徒動員・学徒出陣―制度と背景』第一法規出版株式会社

一九八〇年 一一八頁

注3 「海軍予備学生の思想・素描」山口宗之『久留米工業大学研究報告』

No.二二 一九九八年 八八頁

注4 蜷川壽恵『学徒出陣 戦争と青春』吉川弘文館 歴史文化ライブラリー

四三 一九九八年 一〇二頁

注5 蜷川壽恵 右同 一四〇頁

参考文献

『学徒出陣と学徒動員―制度と背景―』福間敏矩 一九八〇年

『海軍飛行科予備学生・生徒史』海軍飛行科予備学生・生徒史刊行会

一九八八年

『学徒出陣の検証』蜷川壽恵『日本歴史』第五七八号 一九九六年

『東京大学の学徒動員 学徒出陣』東京大学史資料室編 一九九七年

『学徒出陣 戦争と青春』蜷川壽恵 吉川弘文館 歴史文化ライブラリー

四三 一九九八年

『海軍予備学生の思想・素描』山口宗之『久留米工業大学研究報告』

No.二二 一九九八年

『高校生出陣』の検証』木崎弘美『日本歴史』第六六四号 二〇〇三年

『第三高等学校における「学徒出陣」』西山伸『京都大学文書館研究紀要』

第六号二〇〇八年